

1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成16年度実績）による〕

(1) 調査方法

調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

(2) 調査結果の概要

平成17年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で23,091施設（前年度22,421施設）となっており、前年度より670施設（前年度比約3.0%）増加している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物処理施設数

区 分	件 数 (平成17年4月1日現在)	平成16年度分		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	20,613 (19,931)	1,338	173	671
汚泥の脱水施設	6,666 (6,690)	279	23	299
汚泥の乾燥施設(機械)	238 (236)	18	1	7
汚泥の乾燥施設(天日)	78 (82)	2	-	1
汚泥の焼却施設	654 (650)	28	7	18
廃油の油水分離施設	265 (264)	12	5	8
廃油の焼却施設	635 (639)	23	5	23
廃酸・廃アルカリの中和施設	200 (200)	6	4	8
廃プラスチック類の破碎施設	1,161 (958)	211	27	27
廃プラスチック類の焼却施設	1,076 (1,069)	29	11	34
木くず又はがれき類の破碎施設	7,765 (7,248)	679	74	186
コンクリート固型化施設	43 (44)	-	-	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8 (7)	1	0	0
シアン化合物の分解施設	216 (225)	-	1	6
P C B 廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	18 (15)	5	-	1
P C B 廃棄物の洗浄施設又は分離施設	13 (7)	7	0	0
その他の焼却施設	1,577 (1,597)	38	15	53
最終処分場	2,478 (2,490)	38	22	32
遮断型処分場	33 (35)	0	0	-
安定型処分場	1,484 (1,494)	20	8	23
管理型処分場	961 (961)	18	14	9
合 計	23,091 (22,421)	1,376	195	703

注) 1. 「木くず又はがれき類の破碎施設」は、平成13年2月から許可対象施設に加わっている。

2. ()内は前年度の調査結果

3. 【平成15年度データの一部修正について】

前回公表した調査結果のうち、一部データに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 20,613 施設となっており、前年度との比較では 682 施設（前年度比 3.4%）の増加となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 37.7%、汚泥の脱水施設が 32.3%、その他の焼却施設が 7.7%を占めている。

新規に許可を受けた焼却施設は 40 施設であり、前年度と比べて 1 施設の増加となった。（経年変化は図 1 - 1 参照）

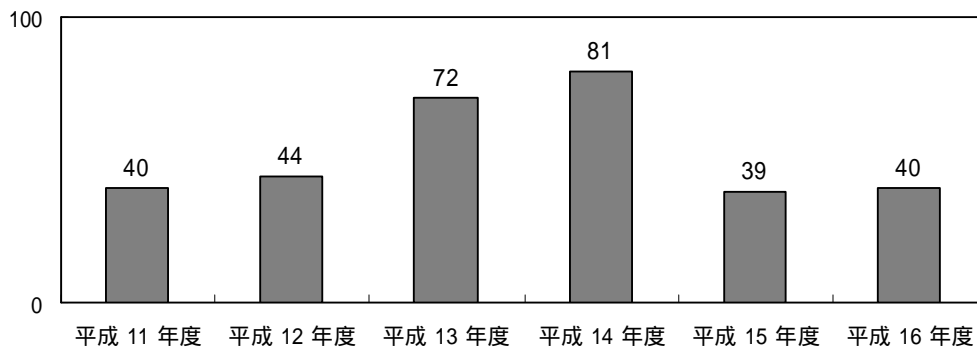
最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,478 施設となっており、前年度との比較では 12 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 38 施設であり、前年度と比べて 14 施設の増加となった。（経年変化は図 1 - 2 参照）

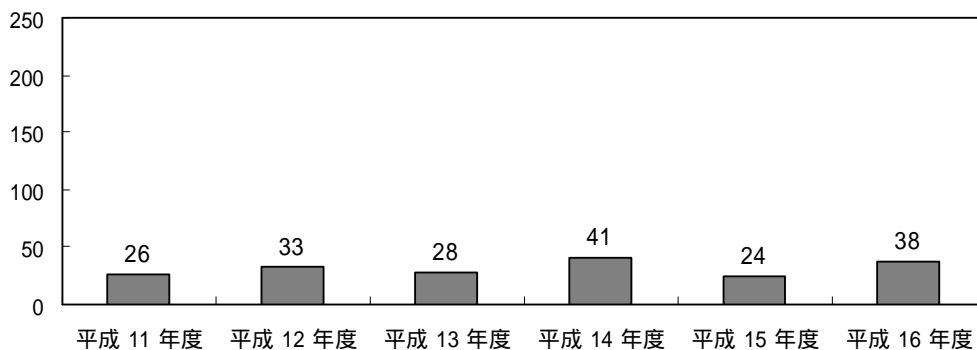
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1 - 1 焼却施設の新規許可件数



注）焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1 - 1 の数値とは一致しない。

図 1 - 2 最終処分場の新規許可件数



2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成16年度実績）による〕

（1）調査方法

調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
 調査内容 産業廃棄物処理業者の許可件数

（2）調査結果の概要

産業廃棄物処理業の許可の状況

平成17年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より2,669件増加し、257,514件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、22,908件であった。

（図2-1、表2-1参照）

図2-1 許可件数の経年変化

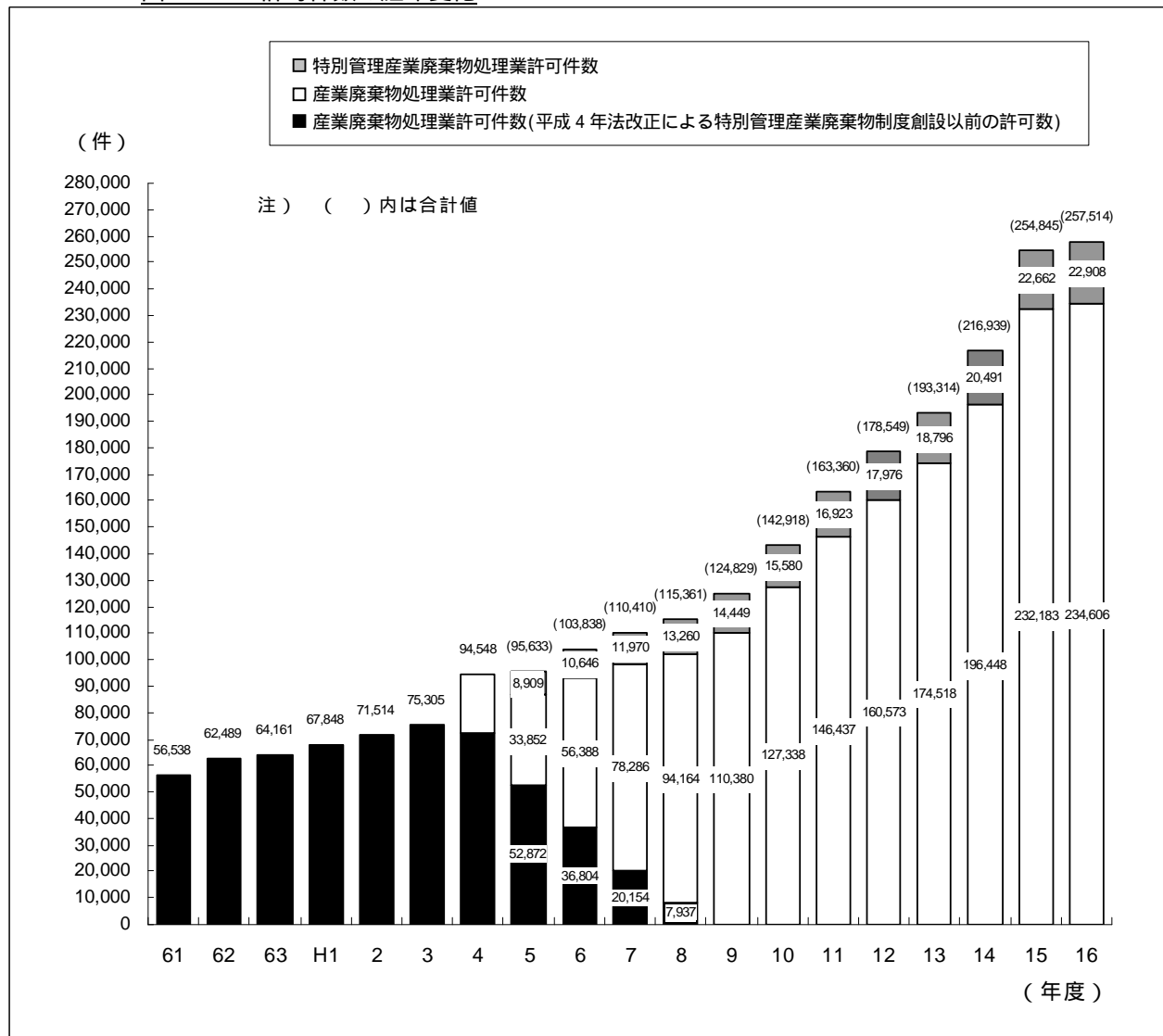


表2 - 1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成17年4月1日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
234,606	22,908	257,514

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成17年4月1日現在)	平成16年度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	222,269 (220,187)	21,738 (21,435)	28,976 (24,992)
積替あり	9,229 (7,356)	643 (448)	1,412 (1,209)
積替なし	213,040 (212,831)	21,095 (20,987)	27,564 (23,783)
処 分 業	12,337 (11,996)	1,084 (958)	1,977 (1,792)
中間処理のみ	11,110 (10,615)	1,056 (930)	1,784 (1,553)
最終処分のみ	611 (675)	18 (22)	75 (111)
中間・最終	616 (706)	10 (6)	118 (128)
合 計	234,606 (232,183)	22,822 (22,393)	30,953 (26,784)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成17年4月1日現在)	平成16年度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	22,071 (21,804)	1,826 (2,022)	2,194 (7,764)
積替あり	1,114 (941)	53 (58)	95 (385)
積替なし	20,957 (20,863)	1,773 (1,964)	2,099 (7,379)
処 分 業	837 (858)	49 (47)	83 (483)
中間処理のみ	780 (794)	47 (44)	74 (444)
最終処分のみ	38 (37)	2 (3)	4 (20)
中間・最終	19 (27)	0 (0)	5 (19)
合 計	22,908 (22,662)	1,875 (2,069)	2,277 (8,247)

注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。

2. ()内は、前年度の調査結果である。

産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 16 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 3,829 件であった。

（表 2 - 2 参照）

表 2 - 2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 16 年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
3,282	324	3,606

（内 訳）

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	3,017 (3,036)	304 (449)
積替あり	136 (149)	9 (21)
積替なし	2,881 (2,887)	295 (428)
処分業	265 (309)	20 (35)
中間処理のみ	232 (246)	19 (32)
最終処分のみ	22 (52)	1 (2)
中間・最終	11 (11)	0 (1)
合計	3,282 (3,345)	324 (484)

注）（ ）内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成16年度実績）による〕

(1) 調査方法

調査対象機関 47 都道府県、57 保健所設置市
調査内容 行政処分等

(2) 調査結果の概要

平成16年度における法第19条の立入検査件数は、125,332件（前年度129,753件）であった。

また、平成16年度における行政処分については、法第14条の3の2（産業廃棄物処理業の許可取消し）及び法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は956件（前年度694件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は49件（同37件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）及び法第15条の2の6による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は87件（同150件）、法第19条の3の命令（改善命令）は107件（同107件）、法第19条の5の命令（措置命令）は85件（同81件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件（同0件）であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（平成16年度）

処分等の内容			件数
立入検査等	法第18条の報告徴収		35,349 (34,621)
	法第19条の立入検査		125,332 (129,753)
管理票に関する行政指導	法第12条の6の勧告（産業廃棄物）		31 (0)
	法第12条の6に係る指導（産業廃棄物）		2,153 (1,489)
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)	956 (694)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し 884 (607)
		法第14条の3の処分	全部停止 66 (81)
			一部停止 6 (6)
		(特別管理産業廃棄物処理業)	49 (37)
		法第14条の6の処分	許可の取消し 40 (26)
		全部停止 9 (11)	
		一部停止 0 (0)	
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)	87 (150)
		法第15条の3の処分	許可の取消し 21 (33)
		法第15条の2の6の処分	改善命令 44 (63)
			停止命令 22 (54)
	事業者等	法第19条の3による処分	改善命令 107 (107)
法第19条の5による処分		措置命令 85 (81)	
法第19条の6による処分		措置命令 0 (0)	

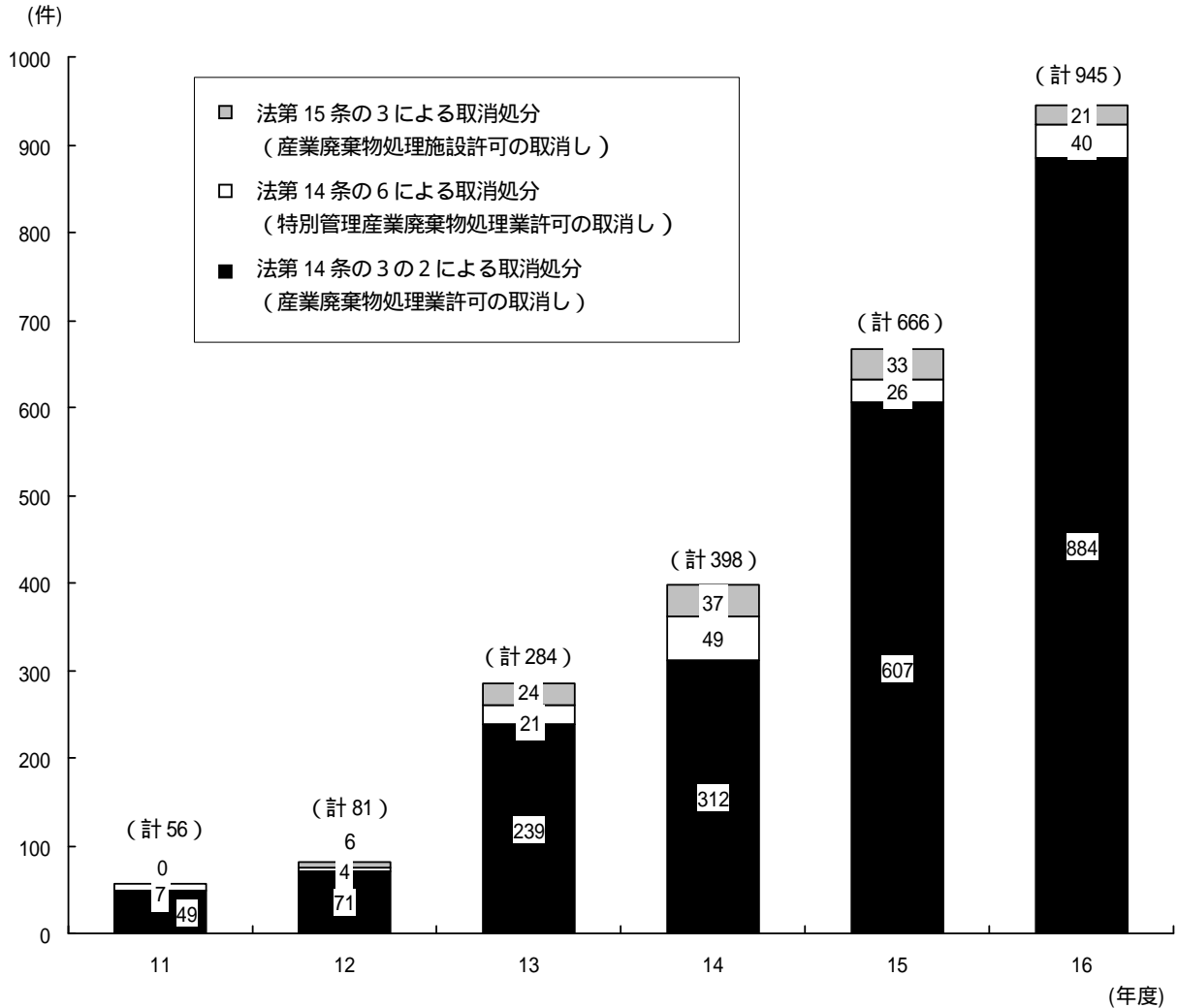
注) 1.()内は、前年度の調査結果である。

2.()内の前年度データは、一部データに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

【参考資料】

a) 取消処分 の 推移

図 3 1 取消処分件数の経年変化



- 注) 1. 平成16年度の数值は、都道府県及び保健所設置市に対し16年4月から11月末までの実績を調査した結果である。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年12年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
3. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
中間処理施設	11,683	11,976	14,625	14,007	13,854	17,787	19,540	19,284	19,931	20,613
汚泥の脱水施設	6,416	6,440	6,653	6,631	6,724	6,715	6,708	6,646	6,690	6,666
汚泥の乾燥施設（機械）	208	212	216	215	228	234	232	242	236	238
汚泥の乾燥施設（天日）	97	91	90	85	88	88	82	84	82	78
汚泥の焼却施設	546	569	706	739	721	709	717	644	650	654
廃油の油水分離施設	287	273	278	270	263	264	271	261	264	265
廃油の焼却施設	552	583	670	686	667	646	646	629	639	635
廃酸・廃アルカリの中和施設	180	161	169	165	174	178	193	196	200	200
廃プラスチック類の破碎施設	340	372	418	464	528	617	703	832	958	1161
廃プラスチック類の焼却施設	2,331	2,445	2,575	2,002	1,848	1,708	1,572	1,125	1,069	1,076
木くず又はがれき類の破碎施設	—	—	—	—	—	4,091	5,970	6,684	7,248	7,765
コンクリート固型化施設	51	52	50	48	46	47	46	44	44	43
水銀を含む汚泥のばい焼施設	5	5	6	6	6	7	7	6	7	8
シアン化合物の分解施設	266	245	263	253	246	245	235	230	225	216
PCB廃棄物の焼却施設	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	—	—	—	—	2	5	10	13	15	18
PCB廃棄物の洗浄施設	—	—	—	—	0	0	3	5	7	13
その他の焼却施設	404	528	2,531	2,443	2,313	2,233	2,145	1,643	1,597	1,577
最終処分場	2,804	2,920	2,951	2,972	2,749	2,750	2,711	2,641	2,490	2,478
遮断型処分場	44	44	45	43	41	41	41	39	35	33
安定型処分場	1,688	1,776	1,805	1,834	1,669	1,674	1,651	1,632	1,494	1,484
管理型処分場	1,072	1,100	1,101	1,095	1,039	1,035	1,019	970	961	961
合 計	14,487	14,896	17,576	16,979	16,603	20,537	22,251	21,925	22,421	23,091

注) 【平成15年度データの一部修正について】

前回公表した調査結果のうち、一部データに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成17年4月1日現在)

都 道 府 県	中間処理施設	うち焼却施設		最終処分場
北海道	1,314	150	401	
青森県	344	63	33	
岩手県	350	55	51	
宮城県	377	55	21	
秋田県	288	46	22	
山形県	346	69	26	
福島県	456	129	78	
茨城県	570	153	96	
栃木県	304	49	18	
群馬県	374	89	28	
埼玉県	460	148	9	
千葉県	694	116	46	
東京都	392	48	5	
神奈川県	775	158	28	
新潟県	723	115	57	
富山県	421	39	26	
石川県	200	34	27	
福井県	182	58	17	
山梨県	143	25	3	
長野県	594	93	34	
岐阜県	439	85	52	
静岡県	1,050	250	211	
愛知県	1,125	218	147	
三重県	588	97	36	
滋賀県	386	115	43	
京都府	212	26	16	
大阪府	583	118	17	
兵庫県	861	192	63	
奈良県	74	18	19	
和歌山県	162	21	11	
鳥取県	148	14	18	
島根県	205	34	28	
岡山県	499	100	46	
広島県	537	159	110	
山口県	516	104	96	
徳島県	139	35	16	
香川県	220	41	57	
愛媛県	517	91	58	
高知県	149	32	18	
福岡県	795	169	92	
佐賀県	221	41	45	
長崎県	426	42	36	
熊本県	349	53	37	
大分県	304	60	40	
宮崎県	305	59	72	
鹿児島県	402	43	38	
沖縄県	94	33	30	
全国計	20,613	3,942	2,478	

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
法第18条 報告徴収	27,611	24,806	30,915	24,900	28,936	16,929	45,028	40,576	34,621	35,349
法第19条 立入検査	73,033	71,862	86,749	99,558	111,715	118,188	129,096	119,043	129,753	125,332
法第12条の6 勸告	1	0	0	0	0	0	8	1	0	31
法第14条の3の2 許可の取消し	12	8	7	27	49	71	239	312	607	884
法第14条の3 停止命令	81	47	40	50	61	156	102	91	87	72
法第14条の6 許可の取消し	3	1	2	5	7	4	21	49	26	40
法第14条の6 停止命令	6	6	3	4	8	19	14	16	11	9
法第15条の3 許可取消し	0	0	0	2	0	6	24	37	33	21
法第15条の2の6 改善命令	4	12	10	32	56	31	44	80	63	44
法第15条の2の6 停止命令	7	4	5	7	11	13	23	47	54	22
法第19条の3 改善命令	31	50	68	118	173	108	179	159	107	107
法第19条の5 措置命令	9	13	15	44	29	45	115	120	81	85
法第19条の6 措置命令	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0

* 法の改正（平成4年7月4日施行）以前の該当する処分等である。

4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成17年度実績）

（1）産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、今般、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で広域認定制度が平成15年12月に創設された。平成17年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成17年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成17年度実績）

対象産業廃棄物	回収量（t）		認定数	
石膏ボード、石膏製品	233,625	(6,150)	1	(1)
窯業系サイディング	26,873	(12,391)	5	(2)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	50,953	(18,416)	22	(15)
軽量気泡コンクリート	1,052	(560)	2	(2)
工業用研削砥石	1,007	(1,013)	3	(3)
鋳物砂	10,052	(-)	1	(0)
ロックウール	627	(36)	3	(2)
グラスウール	269	(-)	4	(0)
パーティクルボード	1,560	(0)	3	(2)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系 けい酸カルシウム	356	(2)	3	(0)
木毛セメント板	17	(14)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	66	(56)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	2,651	(118)	4	(3)
発泡スチロール	100	(8)	1	(1)
ポリオレフィン床材	12	(0)	1	(1)
金属樹脂複合板	26	(28)	1	(1)
木粉入樹脂製成形材	17	(-)	1	(0)
ポリエステル繊維製品（ユニホーム）	8	(34)	1	(1)
表面保護フィルム	7	(2)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	59	(-)	1	(0)
梱包用バンド	0	(-)	1	(0)
住宅設備機器	404	(25)	1	(1)
蛍光灯	9	(7)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	0	(-)	1	(0)
建築部材	61,797	(14,545)	2	(1)
原動機付自転車及び自動二輪車	111	(19)	17	(15)
FRP 船	116	(-)	1	(0)
小形充電式電池	1,122	(369)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置	138	(-)	1	(0)
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
粘土瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製容器	35	(-)	1	(0)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器(集熱器)	563	(-)	1	(0)
ナイロン6製産業用ネット	1	(0)	1	(1)
合計	393,632	(53,792)	91	(63)

*括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする制度が設けられている。平成17年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成17年度)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた 廃棄物の数量	認定業 者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用 ^{注1} 、	(182,172 t) 159,356 t	(52,852,376 t) 54,559,366 t	(0 t) 0 t	(22) 22
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(3,770 t) 2,734 t	(3,275 t) 2,378 t	(93 t) 69 t	(4) 4
シリコン汚泥(半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。)を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	(3 t) 2 t	(3 t) 2 t	(0 t) 0 t	(1) 1
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	(52,119 t) 52,206 t	(6,776 t) 6,787 t	(0 t) 0 t	(1) 1
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する。	(11,384 t) 16,321 t	(11,796,231 t) 10,057,553 t	(0 t) 0 t	(17) 17

注) 括弧は前年度実績を示す。

^{注1} 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

(3) 産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により当該制度と同一の制度趣旨を有する広域再生利用指定制度は、法制度的に上位の制度に吸収させるために廃止をしたが、広域再生利用指定制度により指定を受けている者については従来通りの取扱いを可能とする経過措置を設けている。平成17年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成17年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表4-3 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成17年度実績）

指定産業廃棄物	回収量（t）		指定数	
廃タイヤ	329,794	(314,000)	2	(2)
石膏ボード、石膏製品	35,106	(142,828)	1	(2)
廃パチンコ台 ^{注1}	9,306	(12,354)	8	(8)
窯業系サイディング	97	(8,371)	1	(4)
情報通信機器又は情報処理機器	27,001	(16,330)	7	(18)
軽量気泡コンクリート	2,040	(2,441)	1	(2)
工業用研削砥石	638	(1,172)	1	(2)
ドナーフィルム	110	(143)	1	(1)
ロックウール	507	(712)	5	(7)
グラスウール	120	(368)	3	(3)
パーティクルボード	3,411	(3,228)	2	(2)
実験用動物輸送容器	423	(469)	2	(2)
クリーニング用ハンガー	17	(26)	1	(1)
プラスチック製雨樋	12	(5)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン板	22	(284)	1	(4)
プラスチック系床材	0	(1)	1	(2)
電子部品製造装置	5	(15)	1	(1)
合計	408,610	(503,420)	39	(69)

*括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

^{注1}廃パチンコ台は20kg/台として換算

5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成17年4月1日現在）による〕

(1) 最終処分場の残存容量（平成17年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約18,483万m³であり、前年度から約66万m³（約0.4%）増加した。

表5-1 最終処分場の残存容量（平成17年4月1日現在）

(単位:m³)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		23,151 (31,188)
安定型処分場	総数	72,893,272 (69,102,718)
管理型処分場	総数	111,917,953 (115,044,476)
	うち海面埋立	36,574,042 (43,303,416)
計		184,834,375 (184,178,382)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数（平成17年4月1日現在）

平成16年度の最終処分量及び平成17年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では7.2年、首都圏では3.4年となり、前年度と同様に厳しい状況にある。

表5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成17年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	2,583 (3,044)	18,483 (18,418)	7.2 (6.1)
首都圏	526 (551)	1,777 (1,878)	3.4 (3.4)
近畿圏	393 (448)	2,292 (1,839)	5.8 (4.1)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとmの換算比を1とする)
 3. () 内は、前年度の調査結果である。
 4. 首都圏、近畿圏について、最終処分量の推計方法を変更した。このため、最終処分量及び残余年数の前年度の数値は、昨年発表した数値と異なっている。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

